

鳥取縣公報

告示

昭和二十四年四月二十二日
第二千四百号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣告示第九十二号

昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次のように返納した。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 返納年月日

鳥取縣技術吏員 小田傳一郎 三 昭和二十四年二月二十八日

◇鳥取縣告示第九十三号

知事において専決処分すべき事項を定めるの件
議会の権限に属する事項中知事において専決処分すべき事項を次のように定める。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項
議会の権限に属する事項中次の事項は地方自治法第百八十條の規定により知事において専決処分することができる。

- 一、法律又は政令によりその他特に緊急必要がある場合は、その財源を国庫支出金を以て充当するものは一件三十万円以下その他の歳入を以て充当するものは一件十万円以下の歳入歳出予算の追加更生をすること。
- 二、使用料、手数料、縣税について徴收期を変更すること。
- 三、一時借入金 の利率を変更すること。

◇鳥取縣告示第九十四号

00255

| | | | | |
|------------|----|------------------|----|--------------------------------|
| 福成、天津停車場線 | 終起 | 西伯郡天津村福成、天津停車場 | 終起 | 西伯郡高麗村稻光 |
| 多里新郷線 | 終起 | 日野郡多里村多里、鳥取廣島線分岐 | 終起 | 東伯郡中北條村穴窪、大塚、上井町 |
| 後藤停車場皆生線 | 終起 | 縣界日野郡福榮村猪子原 | 終起 | 西伯郡光德村小竹、傘山、神田 |
| 青木停車場岸本線 | 終起 | 米子市後藤停車場、米子港線分岐 | 終起 | 日野郡大宮村折渡、山上村福壽美、茶屋笠木、多里村木谷、萩原 |
| 河原停車場佐貫線 | 終起 | 同 皆生 | 終起 | 倉吉縣山線明高倉吉線東伯郡上小鴨村南谷村、山守村日野郡米沢村 |
| 鷹狩、智頭線 | 終起 | 同 西伯郡向徳村青木停車場 | 終起 | 同 智頭町智頭 |
| 大山、御來屋停車場線 | 終起 | 同 大幡村岸本 | 終起 | 同 溝口停車場 |
| 大宮、多里線 | 終起 | 同 八頭郡河原停車場 | 終起 | 同 日野郡日光村大滝、江尾大山線分岐 |
| 倉吉、江尾線 | 終起 | 同 散岐村佐貫 | 終起 | 同 東伯郡中北條村國坂 |
| 日光、溝口停車場線 | 終起 | 同 大村鷹狩鳥取岡山線分岐 | 終起 | 同 上井停車場 |
| 國坂、上井停車場線 | 終起 | 同 智頭町智頭 | 終起 | 同 西伯郡大山口停車場 |
| 大山口停車場妻木線 | 終起 | 同 西伯郡大山村大山 | 終起 | 同 高麗村妻木淀江大山線分岐 |

00256

鳥取縣告示第九十七号

左の府縣道路線はこれを廢止する。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

| | | | | |
|----------|----|------------------------|----|----------------|
| 大高、淀江線 | 終起 | 大高村大高鳥取廣島線分岐 | 終起 | 同 大高村上泉、宇田川西尾原 |
| 阿昆線、西比田線 | 終起 | 日野郡阿昆線村砥波阿昆線安木線分岐 | 終起 | 日野郡阿昆線村砥波大管 |
| 矢口、鹿野線 | 終起 | 縣界日野郡阿昆線村大管 | 終起 | 氣高郡瑞穂村坂本 |
| 末恒停車場線 | 終起 | 同 氣高郡瑞穂村下坂本字矢口国道十八号線分岐 | 終起 | 同 鹿野町 |
| 松崎停車場長瀬線 | 終起 | 同 末恒停車場 | 終起 | 同 東伯郡松崎停車場 |
| 若櫻、浜坂線 | 終起 | 同 東伯郡松崎停車場 | 終起 | 同 東伯郡松崎停車場 |
| | 終起 | 同 長瀬村長瀬 | 終起 | 同 八頭郡若櫻町若櫻 |
| | 終起 | 同 八頭郡若櫻町若櫻 | 終起 | 同 縣界 |

鳥取縣告示第九十八号

府縣道の路線名及び区域の次の通り変更区域を以てその区域と定め昭和二十四年四月二十二日から供用を開始する。但し在來の道路及其の附屬物は同日から共用を廢止する。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

現在 路線 変更 路線

起点 東伯郡中北條村江北より上北條村を経て
終点 同倉吉町巖城
鳥取倉吉線分岐点

北河 原線
起点 八頭郡西郷村北より中井八上村曳田を経て
終点 同河原町渡一木
縣道鳥取岡山線接合

網代岩美停車場線
起点 岩美郡田後村田後より浦富町を経て
終点 同浦富町
岩美停車場

吉岡末恒停車場線
起点 氣高郡吉岡村鳥取吉岡線国道十八号線重用
大郷村松原より分岐福井三津を経て鳥取青谷線、末恒停車場線重用
終点 末恒停車場
後藤停車場米子港線

起点 同上大郷村松原より分岐福井三津を経て
終点 同上

起点 同上網代村網代より田後村浦富町を経て
終点 同上

起点 後藤停車場より米子市角盤町三丁目二丁目を経て
終点 灘町一丁目

波 米子線
起点 西伯郡渡村より中浜村麦垣、浜田を経て崎津村彦名村、住吉村米子市灘町一丁目岩倉町
終点 米子市法勝寺町

舍人松崎停車場線
起点 東伯郡舍人村倭文神社より藤津を経て鳥取倉吉線接合重用し
終点 同上

田後松崎線
長瀬松崎線は路線名を田後松崎線と変更す
起点 東伯郡長瀬村長瀬より国道十八号線重用し
終点 東伯郡松崎村

起点 同上倭文神社より鳥取倉吉線接合重用し松崎村松崎城山六六五番地にて分岐し東郷村中興寺松原四〇九ノ一四番地にて松崎淺津線に接合重用し
終点 同上

起点 同上角盤町、花園町、灘町一丁目を経て
終点 米子港線起点に接合

起点 同上中浜村佐斐神、崎津村藤津、彦名村を経て米子市灘町一丁目岩倉町
終点 同上

鳥取縣告示第九十九号

次の通り公有水面埋立の件免許した。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、埋立の免許を受けた者
 - 西伯郡崎津村大字大崎 農業 矢倉保永
 - 同 葭津 農業 松本正季
- 一、埋立の場所
 - 西伯郡崎津村大字葭津字境目字跡落地永公有水面
- 一、埋立の面積 四反三歩
- 一、埋立の目的 農地造成
- 一、工事着手並びに竣功期間
 - 免許の日から十日以内に着手
 - 着手の日から一箇年以内

鳥取縣告示第二百号

市街地建築物施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市御弓町三番地 岩 成 義 輝

- 一、建築物の位置 鳥取市御弓町三番地
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造瓦葺 平家建 袴棟
- 一、同 規模 建築面積 七二、〇九平方米 突出する部分五四、九七同
- 一、許可條件
 - 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
 - 一、前項の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。
 - 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合十日以内に届出ること。
 - 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

00259

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第十四号
鳥取縣選舉管理委員會委員の中次の通り異動があつた。
昭和二十四年四月二十二日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

| 異動区分 | 住 所 | 氏 名 | 異動年月日 |
|-------|---------------------|------|---------------|
| 旧(辞任) | 鳥取市東町 二二八番地 | 太田英雄 | 昭和 二四、四、二〇 |
| 新(補欠) | 氣高郡豊実村大字 大桶二〇〇番地 | 窪田國藏 | 同 |

昭和二十四年二月十五日付鳥取縣公報第九百八十五号
鳥取縣規則第九号中次のように正誤する。

頁 箇 所 誤

一 第三條 法第二十七條

二 附 則 別記様式第四号による廢止屆
この規則施の際

同 様式第一号の八 使用水(原料水、雑用水)が上水道の
場合

同 同 排水場所、排水方法

五 別表 飲食店営業一、の(五) 尿尿、塵埃等の汚物質の落下を防ぐ構
造すること

六 同 二、の(四) 尿尿、塵、埃等の

同 同 (五) 右 同

正 誤

法第二十條

別記様式第四号による廢止届出に
この規則施行の際

使用水(原料水、雑用水)が上水道の
場合

排水場所採水方法

尿尿、塵埃等の汚物質の落下を防ぐ
構造すること

尿尿、塵埃等の

右 同

00260

00260

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前項に定めたる
事項を守る義務を負うこと。

七 別表 生菓子製造業一の(五) 右 同

同 別表 水菓子製造業一の(五) 右 同

同 別表 喫茶店営業一の(九) 器具の保管所を汚染する

八 別表 清涼飲料水又は 尿尿、塵、埃等の
保存飲料水製造業
一の(五)

九 別表 缶詰又は缶詰食 右 同
品製造業一の(五)

一〇 別表 氷雪の採取製造 氷缶蓋は
又は卸売業一の
(四)

一一 同 四の(三) 工場外で採取するときは
塵、埃等の落下しない

一二 別表 乳製品製造業牛 塵、埃等の落下しない
乳加工品及び類似
品製造業一の(二)

一三 同 右 六 地面及び地盤から
工場外で採取するときは
塵、埃等の落下しない

一四 同 別表 食肉販売業の(三) 周囲の地面より高くし地盤から高さ一米
まで

一五 同 同 (八) 適当な食肉冷蔵庫

一六 同 同 適当な食肉冷蔵庫

右 同

右 同

器具の保管所は汚染する

尿尿、塵埃等の

右 同

右 同

氷缶蓋は

工場外から採取するときは
塵、埃等の落下しない

塵、埃等の落下しない

地面及び地盤から

周囲の地面より高くし地盤及び地盤か
ら高さ一米まで

適当な食肉冷蔵庫

同

同

同

同